

2026 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ル ク レ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 有 馬 弘 進
(コード番号：648A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執行役員 管理部部長 阿 部 雅 美
(TEL. 03-4500-6700)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2026 年 9 月 8 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2026 年 9 月 28 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 1,181.50 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 590,750,000 円
- (3) 仮 条 件 1,390 円 から 1,480 円
- (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 1,181.50 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 591,931,500 円

なお、2026 年 9 月 8 日開催の当社取締役会において決議した公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分における払込取扱場所につきましては、2026 年 9 月 28 日開催の当社取締役会において、株式会社三井住友銀行渋谷支店から株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店へ変更することを決議いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	500,000 株	
② 売 出 株 式 数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	2,840,000 株
		オーバーアロットメントによる売出し	501,000 株
			(※)

2. 需 要 の 申 告 期 間 2026 年 9 月 29 日（火曜日）から
2026 年 10 月 2 日（金曜日）まで

3. 価 格 決 定 日 2026 年 10 月 5 日（月曜日）
（処分価格（募集価格）及び売出価格は募集株式の払込金額以上の
価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

4. 募 集 ・ 売 出 期 間 2026 年 10 月 6 日（火曜日）から
2026 年 10 月 9 日（金曜日）まで

5. 払 込 期 日 2026 年 10 月 14 日（水曜日）

6. 株 式 受 渡 期 日 2026 年 10 月 15 日（木曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である TAK 株式会社（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026 年 9 月 8 日及び 2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 501,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2026 年 10 月 15 日から 2026 年 11 月 6 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。